

## 危険物の規制に関する規則

(昭和三十四年九月二十九日総理府令第五十五号)

最終改正：平成一四年一月二五日総務省令第四号

消防法第三章及び危険物の規制に関する政令の規定に基き、並びにこれらを実施するため、危険物の規制に関する総理府令を次のように定める。

### 第一章 総則（第一条—第三条）

- 第二章 製造所等の許可及び完成検査の申請等（第四条—第九条の二）
- 第三章 製造所等の位置、構造及び設備の基準（第十条—第二十八条の六十六）
- 第四章 消火設備、警報設備及び避難設備の基準（第二十九条—第三十八条の三）
- 第五章 貯蔵及び取扱いの基準（第三十八条の四—第四十条の十四）
- 第六章 運搬及び移送の基準（第四十一条—第四十七条の三）
- 第六章の二 危険物保安統括管理者（第四十七条の四—第四十七条の六）
- 第七章 危険物保安監督者及び危険物取扱者（第四十八条—第五十八条の十四）
- 第八章 危険物施設保安員（第五十九条・第六十条）
- 第九章 予防規程（第六十条の二—第六十二条）
- 第九章の二 保安に関する検査等（第六十二条の二—第六十二条の八）
- 第十章 自衛消防組織（第六十三条—第六十五条）
- 第十一章 映写室（第六十六条—第六十九条）
- 第十二章 雜則（第六十九条の二—第七十二条）

### 附則

(防波板)

第二十四条の二の九 令第十五条第一項第四号の規定により、防波板は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 容量が二千リットル以上のタンク室に設けること。
- 二 タンク室内の二箇所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切からの距離を異にして設けること。
- 三 一箇所に設ける防波板の面積は、タンク室の移動方向の最大断面積の五十パーセント以上とすること。ただし、タンクの移動方向に直角の断面の形状が円形又は短径が一メートル以下の円形である場合は、四十パーセント以上とすることができる。
- 四 貯蔵する危険物の動搖により容易に湾曲しないような構造とすること。

(側面枠及び防護枠)

第二十四条の三 令第十五条第一項第七号の規定により、附属装置の損傷を防止するための装置は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 移動貯蔵タンクの両側面の上部に設けるもの（以下「側面枠」という。）
    - イ 当該移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側と当該移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度が七十五度以上で、かつ、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線におろした垂線とのなす角度が三十五度以上となるように設けること。
    - ロ 外部からの荷重に耐えるように作ること。
    - ハ 移動貯蔵タンクの両側面の上部の四隅に、それぞれ当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で一メートル以内の位置に設けること。ただし、被けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクにあつては、当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で一メートルを超えた位置に設けることができる。
  - 二 取付け箇所には、当該側面枠にかかる荷重によって移動貯蔵タンクが損傷しないように、当て板をすること。
- 二 附属装置の周囲に設けるもの（以下「防護枠」という。）
- イ 厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で、通し板補強を行つた底部の幅が百二十ミリメートル以上の山形又はこれと同等以上の強度を有する構造に造ること。
  - ロ 頂部は、附属装置より五十ミリメートル以上高くすること。ただし、当該高さを確保した場合と同等以上に附属装置を保護することができる措置を講じたときは、この限りでない。

(積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例)

第二十四条の五 積載式移動タンク貯蔵所（令第十五条第二項に規定する積載式移動タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）に係る令第十五条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

- 2 積載式移動タンク貯蔵所については、令第十五条第一項第十五号の規定は、適用しない。
- 3 次の各号に適合する移動貯蔵タンクに係る積載式移動タンク貯蔵所については、令第十五条

第一項第三号（間仕切に係る部分に限る。）、第四号 及び第七号 の規定は、適用しない。

- 一 移動貯蔵タンク及び附属装置（底弁等を含む。以下この条において同じ。）は、鋼製の箱状の枠（以下この条において「箱枠」という。）に収納されていること。
- 二 箱枠は、移動貯蔵タンクの移動方向に平行のもの及び垂直のものにあつては当該移動貯蔵タンク、附属装置及び箱枠の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重（以下「移動貯蔵タンク荷重」という。）の二倍以上、移動貯蔵タンクの移動方向に直角のものにあつては移動貯蔵タンク荷重以上の荷重に耐えることができる強度を有する構造とすること。
- 三 移動貯蔵タンクは、厚さ六ミリメートル（当該タンクの直径又は長径が一・八メートル以下のものにあつては、五ミリメートル）以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- 四 移動貯蔵タンクに間仕切を設ける場合には、当該タンクの内部に完全な間仕切を厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- 五 移動貯蔵タンク（タンク室を設ける場合にあつては、当該タンク室。以下この項において同じ。）には、マンホール及び安全装置を設けること。
- 六 前号の安全装置は、第十九条第二項の規定の例によるほか、容量が四千リットルを超える移動貯蔵タンクの安全装置にあつては、吹き出し部分の有効面積の総和が二十五平方センチメートルに当該容量を四千リットルで除して得た値を乗じて得た値以上となるように設けること。
- 七 移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ六ミリメートル（当該タンクの直径又は長径が一・八メートル以下のものにあつては、五ミリメートル）以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- 八 附属装置は、箱枠の最外側との間に五十ミリメートル以上の間隔を保つこと。

4 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動貯蔵タンクに係る積載式移動タンク貯蔵所については、令第十五条第一項第二号 から第五号 まで及び第七号から第十五号までの規定は、適用しない。

- 5 前三項に定めるもののほか、積載式移動タンク貯蔵所の特例は、次のとおりとする。ただし、移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合にあつては、第一号、第二号（すみ金具に係る部分に限る。）及び第四号の規定は、適用しない。
- 一 移動貯蔵タンクは、積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。
- 二 積載式移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の四倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。ただし、容量が六千リットル以下の移動貯蔵タンクを積載する移動タンク貯蔵所にあつては、緊締金具及びすみ金具に代えて当該移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームに緊結できる構造のUボルトとすることができる。
- 三 積載式移動タンク貯蔵所に注入ホースを設ける場合には、令第十五条第一項第十五号 に掲げる基準の例によること。
- 四 移動貯蔵タンクには、当該タンクの見やすい箇所に「消」の文字、積載式移動タンク貯蔵所の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号を表示すること。この場合において、表示の大きさは縦〇・一五メートル以上、横〇・四メートル以上とともに、表示の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

## 一般高压ガス保安規則

(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十三号)

最終改正：平成一四年三月二八日経済産業省令第五五号

高压ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、および同法を実施するため、一般高压ガス保安規則を次のように制定する。

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 高压ガスの製造又は貯蔵に係る許可等
  - 第一節 高压ガスの製造に係る許可等（第三条—第十七条）
  - 第二節 高压ガスの貯蔵に係る許可等（第十八条—第三十条）
  - 第三節 完成検査（第三十一条—第三十六条）
- 第三章 高压ガスの販売事業に係る届出等（第三十七条第一四十一条）
- 第四章 高压ガスの製造の開始等に係る届出（第四十二条—第四十四条）
- 第五章 高压ガスの輸入に係る検査等（第四十五条—第四十七条）
- 第六章 高压ガスの移動に係る保安上の措置等（第四十八条—第五十一条）
- 第七章 家庭用設備の設置に係る技術上の基準（第五十二条）
- 第八章 高压ガスの消費に係る届出等（第五十三条—第六十条）
- 第九章 高压ガスの廃棄に係る技術上の基準等（第六十一条・第六十二条）
- 第十章 自主保安のための措置（第六十三条—第七十八条）
- 第十一章 保安検査及び定期自主検査
  - 第一節 保安検査（第七十九条—第八十二条）
  - 第二節 定期自主検査（第八十三条・第八十三条の二）
- 第十二章 危険時の措置（第八十四条）
- 第十三章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第八十五条—第九十四条）
- 第十三章の二 指定設備に係る認定等（第九十四条の二—第九十四条の九）
- 第十四章 雜則（第九十五条—第一百三条）

附則

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 車両に固定した容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。
- 二 二以上の容器であつて、一体として車両に固定されたもの（以下この号において「集結容器」という。）にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
  - イ 容器相互及び集結容器と車両とを緊結するための措置を講ずること。
  - ロ 容器ごとに容器元弁を設けること。
  - ハ 充てん管には、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること。
- 三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したものをして高圧ガスの移動に使用しないこと。
- 四 充てん容器等は、その温度（ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充てん容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。
- 五 液化ガスの充てん容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び継目なし容器を除く。）にあつては、容器の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。
- 六 容器（当該容器の頂部に設けた附属品を含む。）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。
- 七 ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブ（以下「容器元弁」という。）をその後面に設けた容器（次号において「後部取出し式容器」という。）にあつては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が四十センチメートル以上であること。
- 八 後部取出し式容器以外の容器にあつては、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が三十センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されていること。
- 九 容器元弁、緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。この場合において、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、二十センチメートル以上であること。
- 十 前三号に掲げるところによるほか、附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品の損傷により当該ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の充てん容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。
- 十二 容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。
- 十三 移動を開始するとき及び移動を終了したときは、当該ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。
- 十四 可燃性ガス又は酸素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。
- 十五 毒性ガスを移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護

具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行すること。

十六 駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下同じ。）するときは、充てん容器等に高圧ガスを受け入れ、又は当該充てん容器等から高圧ガスを送り出すときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、駐車中移動監視者（次号の規定により高圧ガスの移動について監視する者をいう。以下同じ。）又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。

十七 次に掲げる高圧ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に当該高圧ガスの移動について監視させること。

イ 圧縮ガスのうち次に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）

（イ）容積三百立方メートル以上の可燃性ガス及び酸素

（ロ）容積百立方メートル以上の毒性ガス

ロ 液化ガスのうち次に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）

（イ）質量三千キログラム以上の可燃性ガス及び酸素

（ロ）質量千キログラム以上の毒性ガス

ハ 特殊高圧ガス

十八 前号の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。

十九 第十七号に掲げる高圧ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高圧ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となつた場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。

イ 荷送人へ確実に連絡するための措置

ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

二十 第十七号に掲げる高圧ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。

イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。

ロ 次の式のDの値が一となる距離を超えて移動するときは、交替して運転させるため、容器を固定した車両一台について運転者二人を充てること。

$$D = (d_1 \div 340) + (d_2 \div 200)$$

この式において、d<sub>1</sub>及びd<sub>2</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d<sub>1</sub> 高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号の高速自動車国道をいう。以下同じ。）による移動距離（単位 キロメートル）

d<sub>2</sub> 高速自動車国道以外の道路による移動距離（単位 キロメートル）

二十一 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合は、前項第三号の基準に適合すること。

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 充てん容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。
  - イ 消防自動車、救急自動車、レスキュー車、警備車その他の緊急事態が発生した場合に使用する車両において、緊急時に使用するための充てん容器等
  - ロ 冷凍車、活魚運搬車等において移動中に消費を行うための充てん容器等
  - ハ タイヤの加圧のために当該車両の装備品として積載する充てん容器等（フルオロカーボン、炭酸ガスその他の不活性ガスを充てんしたものに限る。）
- 二 当該車両の装備品として積載する消火器
- 三 充てん容器等は、その温度（ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。
- 四 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したものと高圧ガスの移動に使用しないこと。
- 五 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
- 六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。
  - イ 充てん容器等と消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充てん容器等（内容積百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充てん容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）
  - ロ 塩素の充てん容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充てん容器等
- 七 可燃性ガスの充てん容器等と酸素の充てん容器等とを同一の車両に積載して移動するときは、これらの充てん容器等のバルブが相互に向き合わないようにすること。
- 八 毒性ガスの充てん容器等には、木枠又はパッキンを施すこと。
- 九 可燃性ガス又は酸素の充てん容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。
- 十 毒性ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行すること。

- 十 アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏えいしたときの除害の措置を講ずること。
- 十一 充てん容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。
- 十二 前条第一項第十七号に掲げる高圧ガスを移動するとき（当該ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、同項第十七号から第二十号までの基準を準用する。この場合において、同項第二十号口中「容器を固定した車両」とあるのは「当該ガスの充てん容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。
- 十三 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

容器保安規則

(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十号)

最終改正：平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二六号

高压ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、および同法を実施するため、容器保安規則を次のように制定する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 製造（第三条）

第三章 容器検査等

第一節 容器検査（第四条—第七条）

第二節 容器の刻印等（第八条・第九条）

第四章 容器の表示（第十条—第十二条）

第五章 附属品の基準等（第十三条—第十八条）

第六章 充てん（第十九条—第二十三条）

第七章 容器及び附属品の再検査並びに容器検査所（第二十四条—第三十九条）

第八章 容器等検査に係る登録

第一節 登録の基準等（第四十条—第五十六条）

第二節 型式承認等（第五十七条—第六十八条）

第九章 雜則（第六十九条—第七十六条）

附則

(製造の方法の基準)

第三条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。
- 二 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。
- 三 容器は、その材料、使用温度及び使用される環境に応じた適切な構造及び仕様により製造すること。
- 四 容器は、その材料及び構造に応じた適切な加工、溶接及び熱処理の方法により製造すること。
- 五 容器は、適切な寸法精度を有するように製造すること。

(容器検査における容器の規格)

第七条 法第四十四条第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器は、第三条で定める製造の方法の基準に適合するように設計すること。
  - 二 容器は、耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験を行い、これに合格するものであること。
  - 三 前号の他、容器は、充てん圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。
  - 四 容器は、使用上有害な欠陥のないものであること。
  - 五 容器は、適切な寸法精度を有するものであること。
  - 六 容器は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。
  - 七 容器は、充てんする圧力に応じた気密性を有するものであること。
  - 八 他の用途に用いられたことにより保安上支障を生ずるおそれのある容器にあつては、当該用途に用いられたことがない容器であること。
  - 九 その構造、材料及び使用形態の観点から高圧ガスの種類、充てん圧力、内容積及び表示方法を制限することが適切である容器にあつては、当該制限に適合するものであること。
- 1 前項の規定にかかわらず、型式試験に合格した型式にあつては、容器検査のうち当該型式試験において実施した試験と同一の内容のもの、容器検査に合格した型式にあつては、型式試験のうち当該容器検査において実施した試験と同一の内容のものをそれぞれ省略することができる。